

公租公課について②

2023年3月15日（水）

第38回 料金制度専門会合
事務局提出資料



本日御議論いただきたい点について

- 本日は、個別原価のうち、公租公課について御議論いただきたい。
- 本資料では、公租公課について、北海道電力及び東京電力エナジーパートナー（東京電力 EP）の申請内容を中心に、事務局が各事業者から聞き取った内容などをまとめてお示ししている。
- 本日は、本資料でお示しする内容に関連して、今後検討を深めていくべき論点としてどのようなものが考えられるか、幅広く御議論いただきたい。

料金算定規則における規定

- 公租公課については、以下に掲げる料金算定規則に従い、算定することとなっている。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

（営業費の算定）

第三条 事業者は、営業費として、（中略）水利使用料、（中略）固定資産税、雑税、（中略）事業税、（中略）法人税等（中略）の額の合計額を算定（中略）しなければならない。

2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一～四 （略）

五 水利使用料 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）に定めるところにより算定した流水占用料等の額

六 （略）

七 固定資産税、雑税（中略）及び事業税 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（中略）その他の税に関する法律に定めるところにより算定した額

八～十 （略）

十一 法人税等 発行済株式（自己株式を除く。）の数及び一株当たりの配当金額を基に算定した配当金並びに会社法（平成十七年法律第八十六号）に定めるところにより算定した利益準備金を基に法人税法、地方法人税法及び地方税法（道府県民税及び市町村民税の法人税割に限る。）により算定した額

公租公課の申請概要①

- 公租公課は、各税法（河川法、地方税法、法人税法など）に則って、算定する。

1. 水利使用料：河川法に基づき、水力発電所毎の出力に単価を乗じて算定。
2. 固定資産税：地方税法に基づき、土地、家屋、償却資産を課税対象として課税。
3. 雑税：各税法（地方税等）に基づいて課税される印紙税、核燃料税、都市計画税、県市町村民税。
4. 事業税：地方税法に基づき、収入割、付加価値割、資本割毎に税率を乗じて算定。
5. 法人税等：法人税法及び地方税法に基づき、配当原資相当分に対し課税。

公租公課の申請概要②（北海道電力・東京電力EP）

- **北海道電力**は、総原価の増加に伴う事業税の増加や、利益準備金の積立額の計上に伴う法人税等の増加などにより、**前回原価と比べて増加**している。
- 一方、**東京電力EP**は、分社化による固定資産税の減少や、控除項目（他社購入電源費）の増加に伴う事業税の減少（注）などにより、**前回原価と比べて減少**している。

（注）事業税＝収入割〔（収入（総原価）－控除項目（他社購入電源費等））×税率〕＋資本割＋付加価値割

（単位：百万円（※単位未満は四捨五入））

	北海道			東京		
	今回	前回	差引	今回	前回	差引
水利使用料	1,137	1,152	▲15	－	3,764	▲3,764
固定資産税	6,609	7,153	▲544	33	39,405	▲39,372
雑税	1,389	2,010	▲621	849	5,291	▲4,442
事業税	6,721	5,743	978	3,685	49,020	▲45,335
法人税等	4,992	3,405	1,587	9,519	3,897	+5,622
公租公課計	20,848	19,463	1,385	14,086	101,376	▲87,290

※1 「前回」は、各事業者について、以下の年度の平均値（託送原価相当を除く）。

北海道：2013～15年度の3カ年

東京：2012～14年度の3カ年

※2 「今回」は、2023～25年度の3カ年平均値。

【参考】公租公課の申請概要（5事業者）

- 各事業者の公租公課は、原子力発電所の安全対策工事に伴う固定資産税の増加や、総原価の増加に伴う事業税の増加などにより、前回原価と比べて増加している。

（単位：百万円（※単位未満は四捨五入））

	東北			北陸			中国			四国			沖縄		
	今回	前回	差引	今回	前回	差引	今回	前回	差引	今回	前回	差引	今回	前回	差引
水利使用料	2,674	2,554	120	2,212	2,052	161	1,266	1,219	48	714	714	0	—	—	—
固定資産税	14,842	12,347	2,495	5,643	8,868	▲3,226	11,171	7,772	3,398	5,258	4,161	1,097	669	719	▲50
雑税	2,452	1,232	1,220	1,360	265	1,095	1,869	1,699	170	2,447	1,313	1,134	52	113	▲61
事業税	18,451	12,402	6,050	6,723	3,998	2,725	9,529	8,380	1,149	5,055	4,086	969	1,644	1,134	510
法人税等	9,641	7,778	1,863	4,051	4,146	▲94	6,995	6,461	534	3,224	3,423	▲199	703	348	355
公租公課計	48,061	36,313	11,747	19,989	19,329	660	30,830	25,530	5,300	16,699	13,697	3,002	3,067	2,314	754

※「前回」は、各事業者について、以下の年度の平均値（託送原価相当を除く）。

東北：2013～15年度の3カ年

北陸：2007年度下期～2008年度上期の1カ年

中国：2008年度の1カ年

四国：2013～15年度の3カ年

沖縄：2008年度の1カ年

※「今回」は、2023～25年度の3カ年平均値。

公租公課に係る主な論点

- 料金算定規則や各税法等に基づき、適切に算定されているか。
- 法人税等は、過去の査定方針において、「一株当たりの配当金額を9電力会社で最も低い50円として算定した額を計上することは妥当である」としていたが、昨今の状況を踏まえ「一株当たりの配当金額」はどうあるべきか（論点①）。また、株式分割により、「発行済株式の数」が増加している事業者もいるが、これもどうあるべきか（論点②）。

（注）料金原価上の法人税等は、当該法人税等を支払った後、配当金相当が税引後利益として残ることを想定しているものであり、実際に支払われる法人税等とは異なるものである。

法人税等

=

配当所要利益

×

実効税率（%）

論点②：株式分割による発行済株式の数の増加は考慮すべきか

論点①：一株当たりの配当金額として50円は妥当か

発行済株式の数

×

一株当たりの
配当金額（円）

（ 1 - 実効税率（%） ）

【論点①】法人税等の算定諸元（一株当たりの配当金額）

第33回 料金制度専門会合
資料 7 より抜粋

- 法人税等については、料金算定規則上、発行済株式の数及び一株当たりの配当金額を基に算定した配当金を基に法人税法等により算定した額とされている。
- 過去の査定方針では、「一株当たりの配当金額を9電力会社で最も低い50円として算定」することとしたが、昨今の状況を踏まえ「一株当たりの配当金額」はどうあるべきか。
- 一株当たりの配当金額の算定にあたっては、事業者の恣意性を排除する観点から、「全社一律の配当金額」を基本として、例えば以下の方法が考えられるが、この他に適当な方法はあるか。

- ① 一株当たりの配当金額を、**8社（注1）の直近●●年の単純平均値**とする。
- － 「直近●●年」として、例えば、事業報酬の算定諸元となるβ値の算定期間（注2）とする案や直近3年・5年・10年とする案も考えられる。

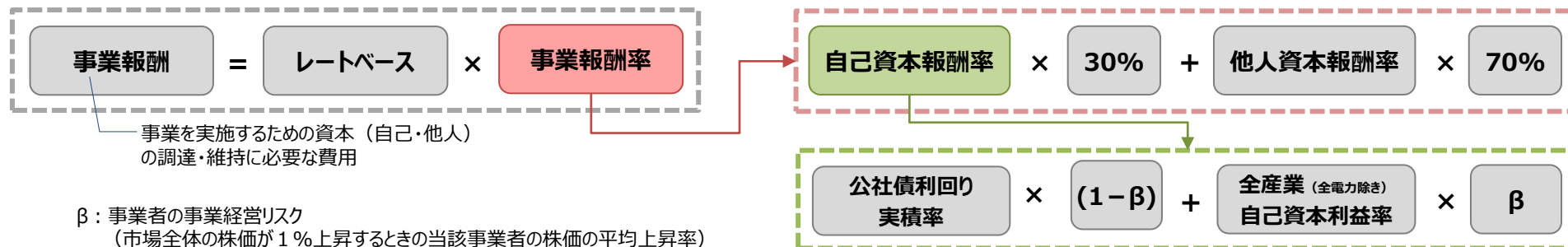
事業報酬は、株主が期待する利益率の適正水準等を踏まえて、市場全体の期待利益率（全産業自己資本利益率）に、β値（市場全体の株価が1%上昇するときの当該事業者の株価の平均上昇率）を加味して算定。一株当たりの配当金額の平均期間を設定するに当たっては、株主が期待する利益率の適正水準の算定方法と平仄を合わせることも一案。

（注1） みなし小売電気事業者の有価証券報告書で確認できる8社（東京電力EP及び中部電力ミライズを除く。）。

（注2） 第32回料金制度専門会合では、β値の算定期間として、「直近10年程度」等の案が示されている。

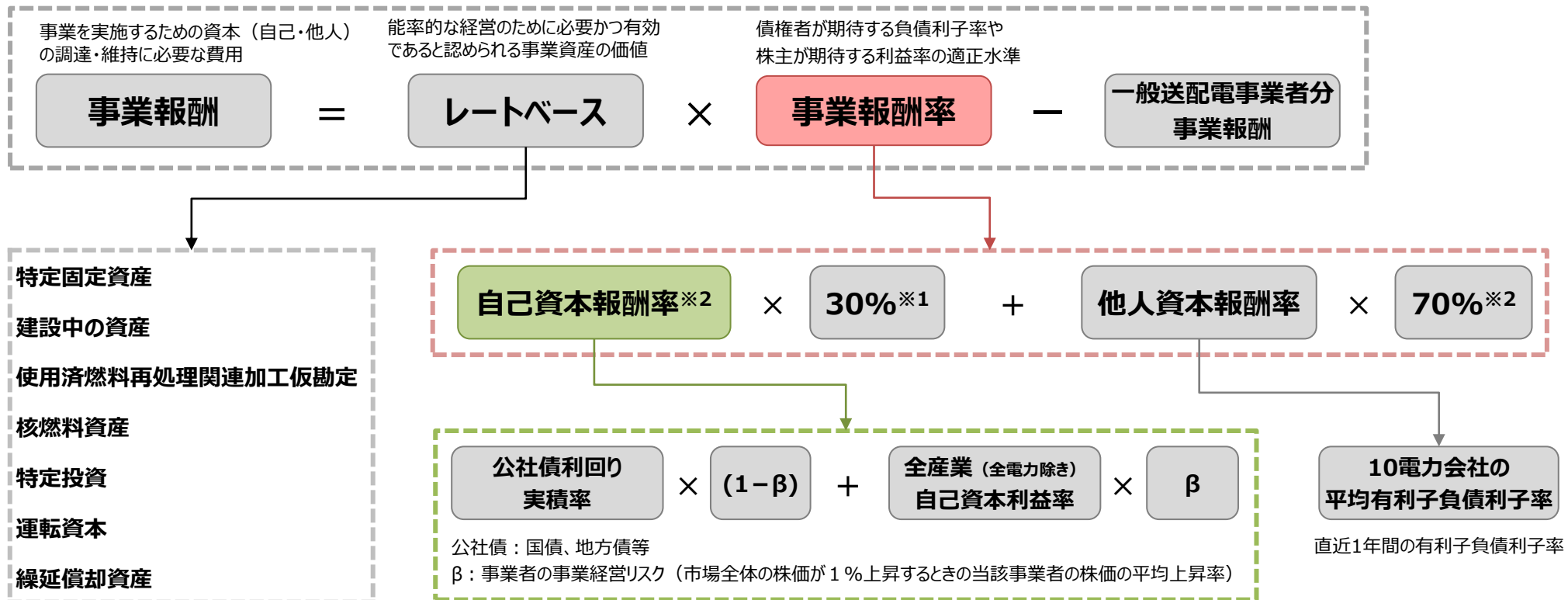
- ② 一株当たりの配当金額を、**50円**とする（過去の査定方針と同様）。

事業報酬の算定方法（第32回 料金制度専門会合 資料7-2を一部加工）



【参考】事業報酬制度の概要

- かつては、支払利息・配当金額・利益準備金を積み上げることで、資金調達コストを算定していたが、事業者ごとの資本構成の差異等によってコスト水準に差が出る点などを考慮して、能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる事業資産の価値（レートベース）に、事業報酬率を乗じることで資金調達コストを算定する「事業報酬制度」が、1960年に導入された。



※1：1995年の第30回料金制度部会において、電気事業における適正な自己資本比率が30%（＝総資本に占める他人資本は70%）とされたことを踏まえ、自己資本報酬率（利益率）と他人資本報酬率（負債利率）を30:70で加重平均することで算定。

※2：みなし小売電気事業者の事業経営リスク（ β 値）を、株価を用いて分析した上で、「公社債利回り実績率」を下限、「全産業（全電力を除く）の自己資本利益率」を上限とし、当該事業者の事業経営リスクに見合った適正な自己資本報酬率（利益率）を算定。

【論点②】法人税等の算定諸元（発行済株式の数）

- 沖縄電力は、前回改定（2008年）後に5回株式分割を行っている。株式分割により発行済株式の数が増加している一方で、一株当たりの配当金額は据え置いているため、実効税率の減はあるが、前回改定時と比較して法人税等の金額は倍以上となっている。
- また、沖縄電力のプレスリリース（株式分割に関するお知らせ）では、「株主のみなさまへの利益還元及び当社株式の流動性を高めることを目的」として株式分割を行ったとしている。
- 株式分割により発行済株式の数が増加している場合に関し、事業者の恣意性を排除する観点から、例えば以下の考え方で算定する方法が考えられるが、この他に適当な方法はあるか。
 - ① 申請時点の発行済株式の数を用いる（過去の料金審査と同じ）。
 - ー ただし、株式分割後も安定的に、申請された一株当たりの配当金額が支払われていることが前提。
 - ② 前回改定時の発行済株式の数を用いる。

【論点③】法人税等の算定諸元①（北海道電力）

- 北海道電力は今回申請で、**①B種優先株式470株**（一株当たりの優先配当金：3百万円）を含めるとともに、**②利益準備金積立額として配当金額の10%を料金原価に算入**している。なお、前回改定時には①②とも料金原価には算入していない。その上で、**例えば、以下の考え方で算定する方法が考えられるが、この他に適当な方法はあるか。**
 - ①**B種優先株式**については、当該株式が発行された2018年度以降、申請された一株当たりの配当金額が安定的に支払われていることを前提に、**事業者の申請どおり**認める。
 - ②**利益準備金積立額**については、会社法第451条の規定に基づき、**株主総会の決議によって、その他利益剰余金の額を減少して利益準備金の額を増額させること（振替）**ができることとなっている。その上で、北海道電力の貸借対照表（2022年3月末）を確認したところ、会社法上の利益準備金の未積立額が「26,020百万円」である一方、その他利益剰余金の積立額は「90,104百万円」であり、当該未積立額以上の積立てがある。このため、**上記の振替を実際に行うかは事業者の判断ではあるものの、こうした振替が可能であるため、需要家負担を鑑みて、今回の利益準備金積立額の料金原価への算入は認めない。**
- なお、北海道電力の普通株式に係る一株当たりの配当金額の算定については、【論点①】と同様の扱いとする。

【参考】法人税等の試算結果（一株当たりの配当金額を50円とした場合）

事業者の申請（普通株式：50円/株）	事務局案での試算（普通株式：50円/株）
4, 9 9 2 百万円	4, 5 3 8 百万円（▲ 9 %）

【参考①】参考条文（剰余金から準備金への振替に係る規定）（抜粋）

●会社法（平成17年法律第86号）

（準備金の額の増加）

第四百五十一条 株式会社は、剰余金の額を減少して、準備金の額を増加することができる。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 減少する剰余金の額
- 二 準備金の額の増加がその効力を生ずる日
- 2 前項各号に掲げる事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。
- 3 第一項第一号の額は、同項第二号の日における剰余金の額を超えてはならない。

●会社計算規則（平成18年法務省令第13号）

（利益準備金の額）

第二十八条 株式会社の利益準備金の額は、第二款及び第四節に定めるところのほか、法第四百五十一条の規定により剰余金の額を減少する場合に限り、同条第一項第一号の額（その他利益剰余金に係る額に限る。）に相当する額が増加するものとする。

- 2 （略）

【参考②】参考条文（準備金の積立上限（資本金の1/4）に係る規定、配当額の10%の準備金を積み立てることに係る規定）（抜粋）

●会社法（平成17年法律第86号）

（資本金の額及び準備金の額）

第四百四十五条 株式会社の資本金の額は、この法律に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とする。

2・3 （略）

4 剰余金の配当をする場合には、株式会社は、法務省令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に十分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金（以下「準備金」と総称する。）として計上しなければならない。

5・6 （略）

●会社計算規則（平成18年法務省令第13号）

（法第四百四十五条第四項の規定による準備金の計上）

第二十二条 株式会社が剰余金の配当をする場合には、剰余金の配当後の資本準備金の額は、当該剰余金の配当の直前の資本準備金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額とする。

一 当該剰余金の配当をする日における準備金の額が当該日における基準資本金額（資本金の額に四十分の一を乗じて得た額をいう。以下この条において同じ。）以上である場合 零

二 （略）

2 株式会社が剰余金の配当をする場合には、剰余金の配当後の利益準備金の額は、当該剰余金の配当の直前の利益準備金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額とする。

一 （略）

二 当該剰余金の配当をする日における準備金の額が当該日における基準資本金額未満である場合 イ又はロに掲げる額のうちいずれか少ない額に利益剰余金配当割合（次条第二号イに掲げる額を法第四百四十六条第六号に掲げる額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額

イ 当該剰余金の配当をする日における準備金計上限度額

ロ 法第四百四十六条第六号に掲げる額に十分の一を乗じて得た額

【論点③】法人税等の算定諸元②（東京電力EP）

- 東京電力EPは今回申請で、一株当たりの配当金額を5,970円として料金原価に算入しているところ、例えば、以下の考え方で算定する方法が考えられるが、この他に適当な方法はあるか。

① 東京電力EPの配当金額を推計する。

- ✓ 東京電力EPの配当金は、東京電力ホールディングス（東京電力HD）に対して、当期純利益相当を配当として全額支払っており（原則として配当性向100%）、資金調達のための配当という性格ではないと考えられる。そのため、以下の算定方法で、理論上の東京電力EPの配当金額（※）を推計する。

（※）東京電力HDは、総合特別事業計画に基づき、2011年3月期末以降は配当を実施しておらず、東京電力EPの配当により、東京電力HDの配当金額が賄われた実績は無いものの、便宜上、下記のとおり一定の仮定のもと、推計する。

イ. 東京電力HDの発行済株式の数に、一株当たりの配当金額を乗じて、東京電力全体の配当金額を推計する。当該配当金の原資は、東京電力EPなどの子会社からの配当で賄われていると仮定し、当該子会社に係る過去の配当実績の合計に占める東京電力EPの割合（例：短期的かつ特異な変動を排除する観点から2017～21年度の平均値）を乗じて得た額を、東京電力EPの配当金額と見なす。

ロ. 一株当たりの配当金額の算定については、【論点①】と同様の扱いとする。

ハ. 東京電力HDは、北海道電力と同様、A種・B種優先株式を発行しているが、当該優先株式は、国も出資している原子力損害賠償・廃炉等支援機構が株主であり、発行後、配当の支払実績が無いことや国等への配当という特殊性を鑑みて、料金原価に算入しない。

② 東京電力EPの実績配当金に基づき算定（5,970円／株）する（事業者の申請どおり）。

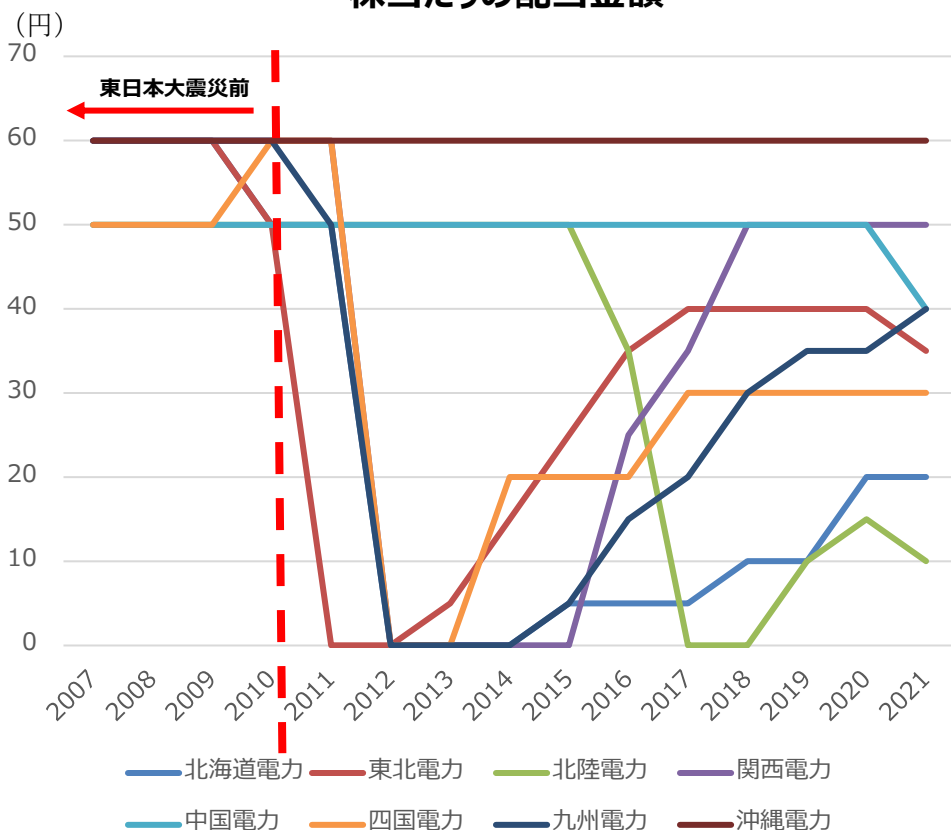
【参考】法人税等の試算結果

事業者の申請（普通株式：5,970円/株）	事務局案での試算（普通株式：50円/株、EPの割合：約30%）
9, 5 1 9 百万円	9, 2 3 0 百万円（▲3%）

【参考】一株当たりの配当金額及び発行済株式の数の推移

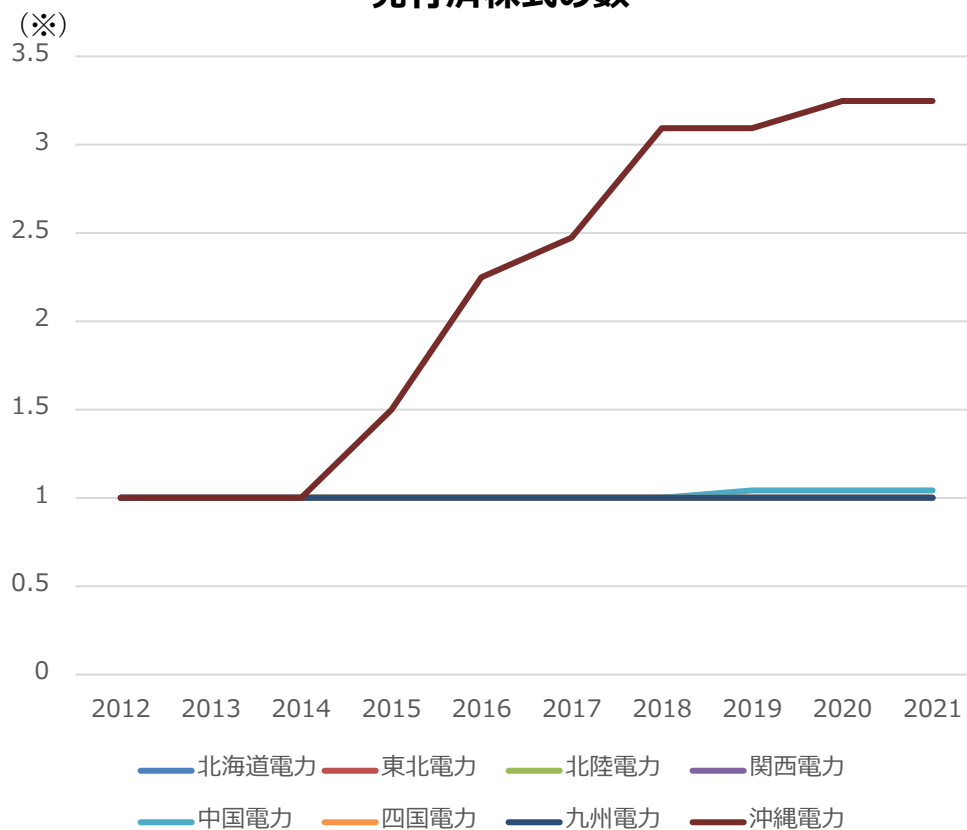
- 各事業者（東京電力EP及び中部電力ミライズを除く。）の**一株当たりの配当金額及び発行済株式の数の推移**は、以下のとおり。なお、**今回、値上げ申請した7事業者について、2022年度の配当は全て無配**となっている。

一株当たりの配当金額



※8事業者の一株当たりの配当金額 直近3年単純平均 = 36.3円
直近5年単純平均 = 34.5円
直近10年単純平均 = 29.5円

発行済株式の数



※2012年度の発行済株式の数を1とした場合の各年度の比率

【参考 1】過去の査定方針（H26年・中部電力）

（1）固定資産税

子会社（（株）トーエネック）が過去に行った不適切な請求を含めて料金原価を算定することは適切ではないため、料金原価算定期間における固定資産税を再算定して上回る部分について料金原価から減額する。

（2）印紙税

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され（平成25年4月）、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大（3万円未満→5万円未満）されており、当該減税分を反映する。

（3）法人税

「平成26年度税制改正の大綱（閣議決定）」において、復興特別法人税の1年前倒し廃止が決定されたため、当該減税分を反映する。

（4）その他

算定規則及び各税法に基づき算定されていることを確認した。

特別監査の反映等により前提諸元の査定に伴う税額の減を適切に反映する。

【参考 2】過去の査定方針（H24年・東京電力／H25年・関西電力・九州電力）

（1）法人税について

原価算定における法人税は、資本コストの一環として算定されるものであって、実際に支払われる法人税とは異なるものであることから、配当所要原資に対する課税分の原価算入を認めることが適当である。算定規則に基づき、一株あたりの配当金を9電力会社で最も低い50円として算定した額を計上していることは妥当と考えられる。

（出典）中部電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針（平成26年4月経済産業省）
東京電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針（平成24年7月経済産業省）
関西電力株式会社及び九州電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針（平成25年3月経済産業省）

法人税等の算定方法（北海道電力・東京電力EP）

（単位：百万円、百万株 ※単位未満は四捨五入）

＜北海道電力＞			今回申請 （A）	前回 （B）	差引 （A-B）	主な増減要因
配当所要利益		$A=(F+G)/(1-H)$	17,853	15,217	2,636	
普通株式	発行済株式の数	B	206	206	0	
	一株当たりの配当金額（円）	C	50	50	-	
B種 優先株式	発行済株式の数（株）	D	470	-	470	・2018年7月発行
	一株当たりの配当金額（百万円）	E	3	-	3	
配 当 金		$F=(B\times C)+(D\times E)$	11,692	10,279	1,413	
利益準備金積立額		$G=F\times 0.1$	1,169	-	1,169	・配当金の10%を計上
実効税率（%）		H	27.96	32.45	▲4.49	・法人税率の低下
法人税等（A×H）			4,992	4,938	54	
法人税等（託送原価相当額控除後）			4,992	3,405	1,587	

（単位：百万円、百万株 ※単位未満は四捨五入）

＜東京電力EP＞		今回申請 （A）	前回 （B）	差引 （A-B）	主な増減要因
配当所要利益	$A=D/(1-E)$	33,997	85,818	▲51,821	
発行済株式の数	B	4	1,604	▲1,600	・分社化による減
一株当たりの 配当金額（円）	C	5,970	50	+5,920	・親会社（HD）への配当実績に基づき算定したことによる増
配 当 金	$D=B\times C$	24,478	80,204	▲55,726	
実効税率（%）	E	28.00	32.71	▲4.71	・法人税率の低下
法人税等（A×E）※		9,519	5,614※	+3,905	※ 前回は繰越欠損金の充当を前提に、課税所得を20%に圧縮し、 $A\times E\times 0.2$ で計算
法人税等（託送原価相当額控除後）		9,519	3,897	+5,622	

【参考】B種優先株式に係る考え方（北海道電力）

- 北海道電力は、前回改定時（2013年）において、B種優先株式は未算入で申請・認可されたところ、今回申請では、当該B種優先株式（一株当たりの優先配当金：3百万円）を算入しているが、同社の考え方は以下のとおり。

北海道電力

- 当社は、法人税等の算定にあたり、前回改定時（2013年）と今回申請時において基本的な考え方に違いはなく、料金算定規則の定めるところにより、発行済株式数と一株当たり配当金に基づき算定しています。
- B種優先株式については、株式の一種であり、普通株式に比べて配当金を優先的に受け取れる代わりに、議決権が制限されています。優先株式については、前回改定後の2014年7月に当社として初めて発行しているため※、前回改定時は算定の対象外でした。
※2014年7月にA種優先株式を発行。2018年7月にB種優先株式を発行するとともにA種優先株式を取得・消却。
- また、B種優先株式の一株当たりの配当金額については、当社定款に基づき3百万円としています。

北海道電力株式会社 定款（抜粋）

第2章の2 B種優先株式 第12条の2

2 B種優先配当金の額は、1株につき3,000,000円とする（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下同じ。）。

【参考】利益準備金積立額に係る考え方（北海道電力）

- 北海道電力は、前回改定時（2013年）において、利益準備金積立額は未算入で申請・認可されたところ、今回申請では、当該利益準備金積立額を算入しているが、同社の考え方は以下のとおり。

北海道電力

- ・ 当社は、法人税等の算定にあたり、前回改定時（2013年）と今回申請時において基本的な考え方に違いはなく、料金算定規則に基づいて算定しています。
- ・ 利益準備金積立額については、前回改定時（2013年）は利益準備金の積立限度に到達していたため算入していませんでしたが、前回改定後の2014年に欠損の補填等のため、利益準備金の全額を取崩しました。
- ・ このため、今回申請時においては、利益準備金が積立限度に到達しておらず、配当を行う場合には、会社法の定めるところにより、配当金額の10%を利益準備金に積み立てる必要があることから、料金算定規則に基づき、当該利益準備金積立額を含めて算定しています。

会社法 445条（抜粋）

4 剰余金の配当をする場合には、株式会社は、法務省令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に10分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金（以下「準備金」と総称する。）として計上しなければならない。

【参考】一株当たりの配当金額に係る考え方（東京電力EP）

- 東京電力EPは、前回改定時（2013年）において、一株当たりの配当金額は50円で申請・認可されたところ、今回申請では、一株当たりの配当金額を5,970円としているが、同社の考え方は以下のとおり。

東京電力EP

- 前回認可時は、申請当時において、他電力9社のうち最も低い配当水準である一株当たり50円配当相当額を、健全な事業運営を行う上で必要な税引後利益水準と考え、当該税引後利益に基づき、欠損金控除も踏まえた配当所要利益を算出の上、法人税等を算定し、料金原価に算入することとした。
- その後、旧東京電力の分社化に伴い、東京電力EPは、親会社である東京電力HDに対して配当性向100%での配当を実施している。
- 東京電力EPの配当金は税引後利益そのものであることから、「過去実績の配当金※に基づく配当所要利益×法人税率」によって法人税等を算定している。
※東京電力EPは、発行済株式数（4,100千株）に、2019～21年度の過去3ヶ年平均の一株当たり配当金実績（5,970円/株）を乗じることで、過去実績の配当金を算出している。

【参考】法人税等の算定方法（5事業者）①

（単位：百万円、百万株 ※単位未満は四捨五入）

＜東北電力＞		今回申請 (A)	前回 (B)	差引 (A-B)	主な増減要因
配当所要利益	$A=D/(1-E)$	34,632	36,839	▲2,207	
発行済株式の数	B	500	499	1	・自己株式（発行済株式の数から控除）の減少
一株当たりの 配当金額（円）	C	50	50	－	
配 当 金	$D=B \times C$	24,990	24,932	57	
実効税率（％）	E	27.84	32.32	▲4.48	・法人税率の低下
法人税等（ $A \times E$ ）		9,641	11,907	▲2,266	
法人税等（託送原価相当額控除後）		9,641	7,778	1,863	

（単位：百万円、百万株 ※単位未満は四捨五入）

＜北陸電力＞		今回申請 (A)	前回 (B)	差引 (A-B)	主な増減要因
配当所要利益	$A=D/(1-E)$	14,489	16,767	▲2,278	
発行済株式の数	B	209	214	▲5	・自己株式の取得による減少
一株当たりの 配当金額（円）	C	50	50	－	
配 当 金	$D=B \times C$	10,438	10,707	▲269	
実効税率（％）	E	27.96	36.14	▲8.18	・法人税率の低下
法人税等（ $A \times E$ ）		4,051	6,060	▲2,009	
法人税等（託送原価相当額控除後）		4,051	4,146	▲94	

【参考】法人税等の算定方法（5事業者）②

（単位：百万円、百万株 ※単位未満は四捨五入）

＜中国電力＞		今回申請 (A)	前回 (B)	差引 (A-B)	主な増減要因
配当所要利益	$A=D/(1-E)$	25,021	28,524	▲3,503	
発行済株式の数	B	361	364	▲4	・自己株式の増加
一株当たりの 配当金額（円）	C	50	50	－	
配 当 金	$D=B \times C$	18,026	18,212	▲186	
実効税率（％）	E	27.956	36.15	▲8.194	・法人税率の低下
法人税等（ $A \times E$ ）		6,995	10,311	▲3,316	
法人税等（託送原価相当額控除後）		6,995	6,461	534	

（単位：百万円、百万株 ※単位未満は四捨五入）

＜四国電力＞		今回申請 (A)	前回 (B)	差引 (A-B)	主な増減要因
配当所要利益	$A=D/(1-E)$	14,412	15,347	▲935	
発行済株式の数	B	208	208	▲0	・単元未満株式の買取による配当対象株式数の減
一株当たりの 配当金額（円）	C	50	50	－	
配 当 金	$D=B \times C$	10,376	10,380	▲3	・単元未満株式の買取による配当対象株式数の減
実効税率（％）	E	28.0	32.3	▲4.3	・法人税率の引下げによる減
法人税等（ $A \times E$ ）		4,036	4,966	▲930	
法人税等（託送原価相当額控除後）		3,224	3,423	▲199	

【参考】法人税等の算定方法（5事業者）③

（単位：百万円、百万株 ※単位未満は四捨五入）

＜沖縄電力＞		今回申請 (A)	前回 (B)	差引 (A-B)	主な増減要因
配当所要利益	$A=D/(1-E)$	4,489	1,625	2,864	
発行済株式の数	B	54	17	37	・株式分割(2015～20年度の間に5回)による増
一株当たりの 配当金額（円）	C	60	60	－	
配 当 金	$D=B \times C$	3,259	1,049	2,209	
実効税率（％）	E	27.4	35.4	▲8.0	・法人税率引き下げに伴う減（30%⇒23.2%）
法人税等（ $A \times E$ ）		1,230	576	654	
法人税等（託送原価相当額控除後）		703	348	355	

【参考】総原価に占める法人税等の割合（申請原価ベース）

（単位：億円 ※単位未満は四捨五入）

	北海道電力	東北電力	東京電力EP	北陸電力	中国電力	四国電力	沖縄電力
総原価（①）	8,351	21,636	63,154	5,737	13,187	6,040	1,732
法人税等（②）	50	96	95	41	70	32	7
割合（②÷①）	0.60%	0.45%	0.15%	0.71%	0.53%	0.53%	0.41%